

令和 年 月 日

出席停止について

保護者様

佐倉市立志津小学校
校長 松橋 義己

1 出席停止者 年 組 氏名

2 病 名 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症（以下インフルエンザ等とする）は、学校においても流行が見られる感染症です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザ等と診断を受けた場合、充分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」における療養報告書に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。なお、出席停止期間は欠席とはなりません。

《インフルエンザ出席停止期間の基準》
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
《新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準》
発症した後5日を経過し、解熱し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

*裏面「出席停止期間の数え方」をご確認の上、出席停止期間中はご家庭で療養してください。

*登校を再開されても、学校で症状が見られた場合は、再度受診をお願いする場合があります。

----- き り と り せ ん -----

佐倉市立志津小学校長様

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」における療養報告書

年 組 児童氏名

「インフルエンザ(A型・B型・未判定)」、「新型コロナウイルス感染症」との診断を受け療養中のところ、下記経過のとおり、出席停止期間の基準を全て満たす状態に回復したことを報告します。

よって、月 日より登校します。

記

1 発症した日(発熱した日) 月 日

2 解熱した日(平熱に戻った日) 月 日

3 受診した医療機関名 :

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者氏名

<インフルエンザ>

出席停止期間の数え方（例）（解熱後の日数は、小学生以上は2日、幼児は3日を経過するまで。）

水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	2	3	4	5	6	7	8	9
● 発症	③	②	③	④	⑤	○		
			解熱	①	②	登校可能		
					解熱	①	②	○ 登校可能

【水曜日に発症した場合】

- ・水曜日を0日目と数えます。
- ・土曜日までに解熱すれば、月曜日まで出席停止で、火曜日より登校できます。
- ・月曜日に解熱した場合は、木曜日から登校できます。

*発症した日、解熱した日の翌日を1日目と数えます。

*一旦解熱した後も再度発熱することがあるので、登校するまで毎日検温してください。

*発熱が続く、咳が長引くなど上記に当てはまらない経過の場合は、再度医療機関を受診してください。

<新型コロナウイルス感染症>

水	木	金	土	日	月	火	水
1	2	3	4	5	6	7	8
● 発症	①	②	③	④	⑤	○	
			解熱し、かつ、 症状が軽快	①	②	登校可能	
				解熱し、かつ、 症状が軽快	①	②	○ 登校可能

【水曜日に発症した場合】

- ・水曜日を0日目と数えます。
- ・日曜日までに解熱し、かつ症状が軽快すれば、月曜日まで出席停止で、火曜日より登校できます。
- ・月曜日に解熱し、かつ症状が軽快した場合は、水曜日から登校できます。

*発症した日、解熱した日の翌日を1日目と数えます。